

令和4年度 第11回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和5年2月10日 午後1時30分
3. 場 所 生涯学習センター「研修室」
4. 議 題 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 境 栄一郎 2 番 長野 和代 3 番 清住 昇
4 番 松本 茂 5 番 伊豆野 誠 6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸 8 番 平井 豪 9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正 11 番 中村 幸信 12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二 14 番 中村 節美
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 西村 盛一 田上 安幸 外村 和彦 松永 博文
井芹 康雄 坂本 導成 松野 文男
7. 欠席委員
農業委員
なし
農地利用最適化推進委員
伊佐 浩二、上村 敦之
8. 議事録署名人
9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正
9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典 川端 勵志 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。
まずは、総会の成立要件を申し上げます。
本日の出席委員は14名です。甲佐町農業委員会会議規則第6条を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。
それでは、ただいまから令和4年度第11回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まずは、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。早いもので今年の1月も終わりました。今日は2月10日で、2月は逃げる、3月は去るといのように、月日の経つのは非常に早いものです。私たちが農業委員になりまして、今回を含めてあと2回で1年間が終了いたします。皆さん御承知のように、新聞報道によりますとコロナ禍も若干収まりつつある、このように理解しています。政府もマスクの着用について、要らないよというスタンスに向いているような感じですが、まだまだコロナにはお互いに十分注意をしていきたいと思います。

本日は、3条、5条関係はありません。基盤強化法関係だけが議題になっておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

今日は一つお願いがありまして、皆さん、農業者年金に加入されている方、あるいは加入されない方もいらっしゃると思いますが、ぜひ、若い方で農業者年金に加入されていない方は加入をしていただきたいと思います。御承知のように、内容に若干触れますと、保険料を掛けますけど、掛けるといっても内容的には積立てだと理解をしていただければですね。積み立てた保険料は受給年齢になれば全て返ってきます。それに加えて、国からの補助といいますか、国庫からもかなり手厚く支援をされて戻ってきますので、非常に制度的にはいい制度だと思います。お手元に農年があって、この中にも毎月、受給者の声載っていると思います。もらっている方からは、「加入しとってよかった」という声が非常に大きいように感じておりますので、若い方で今後、農業を続けられる方は、ぜひ御加入していただければと思います。

若いときの苦勞は買ってでもしろと言いますので、ぜひ、そういう意味では検討していただければと思います。社会保険の控除にも全てこれは適用されますし、互

助にもなります。加えて、もらうときには国の支援も受けられる非常にいい制度だと思いますので、ぜひ加入を検討いただければと思います。冒頭に当たりましての御挨拶になりますが、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、9番の草場竜一郎委員と10番の本田廣正委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いいたします。

会 長 それでは早速、議案審議に入ります。

議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いいたします。

議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和5年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の2ページをお願いいたします。

甲農第1926号、令和5年1月27日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の3ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和4年度第11回です。

まずは、農地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、3年の田が7筆の6,707平米のみとなります。

賃借権の新規について、3年の田が1筆の871平米、5年の田が10筆の1万2,344平米、10年の田が7筆の1万1,694平米となります。

使用貸借権の再設定はございません。

使用貸借権の新規について、6年の畑が1筆の1,820平米、10年の田が3筆の7,167平米、10年の畑が2筆の1,322平米となります。このため、今回の利用権設定の合計は、田が28筆の3万8,783平米、畑が3筆の3,142平米となります。その他、所有権移転について、畑が1筆の596平米のみとなります。

委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、4ページをお願いします。議案第36号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号1について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は、5番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（伊豆野委員退出）

会 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが国道443号線で、こちらに甲佐高校がございます。申請地は甲佐高校から西へ約160メートル、横田の大町鶴にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

質問もないようです。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会 長 全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり承認いたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

（伊豆野委員入室）

会 長 続きます、番号2番について審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きます、申請地の位置の説明をいたします。8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらが国道443号線です。こちらに緑川が流れていまして、こちらが甲佐大橋になります。こちらに町民センターがございます。申請地は町民センターから北に約120メートル、糸田の上川原にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号2番の相手方は認定農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
質問もないようございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

会 長 全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり承認いたします。
続きます番号3番について審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きます、申請地の位置の説明をいたします。9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらに緑川が流れておりまして、こちらが国道443号線、こちらは安津橋になりまして、県道今吉野甲佐線になります。申請地は星の川団地から西に約950メートル、船津の松の本にございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は認定農業者で、主に米、花卉の作付をされています。今回の申請地には花卉の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま。

以上で説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○12番 譲受人と譲渡人はどういう関係ですか。使用貸借になっていますけど。

○4番 私から。私が入って話をまとめたんですけれども、同じ船津の人ということで、親戚とか、そういった関係はありません。ただ、申請人の譲渡される人は、もう農業ができないということで、荒れて隣近所に迷惑かけるよりもただでもいいから作っていただきたいということで話がまとまりました。

以上です。

会 長 ようございますか。

ほかに何か御意見ございませんか。

○1番 今に関連しますけど、持っている土地がほかに2万とかあって、これも荒れているということですか。

○4番 これも、ほとんど貸したりとかされていて……。

○1番 では、自分ではされていない。

○4番 自分ではほとんど手入れができないということで相談を受けています。

会 長 境委員、大丈夫ですか。そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかに意見はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長 全員賛成と認めます。番号3番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号4番、5番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらに緑川が流れておりまして、こちらが田口橋、県道御船甲佐線、こちらが県道宇土甲佐線、こちらにYKKさんがございます。申請地はYKKさんのすぐ北、田口の上新地に2筆と、同じくYKKさんから北西に約330メートル、田口の下新地に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4番、5番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上で説明を終わります。

- 会 長 ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御質問ございませんか。
質問もないようでございます。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 会 長 全員賛成と認めます。番号4番、5番については原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号6番、7番も譲受人が同一なので一緒に審議したいと思います。
それでは事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。11ページ、12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。
まず11ページ、府領の農地について説明いたします。まず、こちらが九州自動車道で、こちらが緑川パーキングエリア、こちらが県道小川嘉島線になります。申請地は緑川パーキングエリアから南に約360メートル、府領の中原にあります。
次に12ページをお願いします。こちらが九州自動車道になります。こちらが県道嘉島甲佐線で、こちらにダイハツさん、こちらに日立物流さんがございます。申請地が点在していますけれども、芝原の芝原第二、こちらの広いところが1筆と、吉田第一に2筆、あと吉田第三に2筆が点在しています。
次に、相手方の状況について説明いたします。番号6番、7番の相手方は認定農業者で、主に米、花卉の作付をされています。今回の申請地にも米、花卉の作付計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。
以上で説明を終わります。
- 会 長 ありがとうございました。
ただいま事務局から説明がありました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 1番 これは法人化してからこっちに移す形で、代表は誰になるんですか。
事務局 代表の方は番号7番の方の息子さんになられます。
- 3番 ●●●君が一応社長になります。
- 会 長 境委員、よろしいですか。
- 1番 はい。
- 会 長 ほかに何か御意見はございませんか。
- 12番 すいません、この件だけではなくて、ちょっと気になっているのが、賃借期間が令和5年2月10日に全部なっていますけれども、これは、終わった後というか、今

日からなるんでしょうか。

事務局長 今日審議で認めていただいたということで、契約はそこから効力が発生するということで今日からとなります。

○12番 全部が今日からということですね、1件だけではなくて。

会長 よろしいですか、河嶋委員。

○12番 はい。

会長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかに意見がないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長 全員賛成と認めます。番号6番、7番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして5ページをお願いします。

番号8番から11番は譲受人が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続いて、申請地の位置の説明をいたします。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらに緑川が流れていまして、こちらが田口橋、県道御船甲佐線、こちらに森川健康堂さん、こちらに和田内の集落がございます。申請地が点在しておりまして、まず田口の出口に4筆、田口の上松に4筆、同じく田口の池田に1筆、あと府領の上平下に2筆ございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜の作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上で説明を終わります。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○5番 写真を見る限り麦か何か植わっているようですが、これは前は別段公社を通さず個人でやり取りされていたんですか。

事務局 そうですね。

会長 伊豆野委員、いいですか。

○5番 分かりました。

○10番 大分前から借りておられたそうです。闇小作です。それが全部元に戻るというこ

とです。

以上です。

会 長

ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長

全員賛成と認めます。番号8番から11番までは原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号12番について審議したいと思います。

この案件の相手方は農地利用最適化推進委員の田上委員の親族です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(田上委員退出)

会 長

事務局

この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが国道443号線です。こちらに甲佐高校、こちらが甲佐町役場、こちらにスーパーのロッキーがございます。申請地はロッキーから北に約320メートル、仁田子の土中にあります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、主に酪農をされています。申請地には飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

質問はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長

全員賛成と認めます。それでは、番号12番については原案のとおり承認いたします。

田上委員の入室を認めます。

(田上委員入室)

会 長 続きまして、6ページをお願いします。番号13番について審議したいと思います。
この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の
売買です。熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付してあり
ますが、前のスクリーンで説明いたします。ちょっと途切れていますが、こちらに
緑川が流れておりまして、安津橋、県道今吉野甲佐線、こちらが星の川団地になり
ます。申請地は星の川団地から西に約960メートル、船津の山口原にあります。

以上で説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から番号13番についての説明がありま
した。

それでは、これより質疑入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長 全員賛成と認めます。番号13番については原案のとおり承認をいたします。

本日用意をいたしました議案第36号は全て終了いたしました。それでは、事務局
のほうにバトンタッチいたします。

事務局長 それでは、お疲れさまでした。これもちまして第11回定例農業委員会総会を閉
会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

9 番

10 番